

一宮市議会だより発行規程

(目的)

第1条 この規程は、一宮市議会基本条例第11条の規定による一宮市議会だより（以下「議会だより」という。）の発行に関し必要な事項を定めることにより、議会の活動状況を広く市民に周知し、もって議会に対する市民の関心を高め、及び理解を深めることを目的とする。

(発行)

第2条 議会だよりの発行回数は原則年4回とし、定例会ごとに発行する。

2 前項の規定にかかわらず、必要に応じ臨時に発行又は休刊することができる。

(配布の範囲)

第3条 議会だよりは、市内の各世帯及び議長が必要と認める者に無料で配布する。

(掲載事項)

第4条 議会だよりには、次に掲げる事項を掲載する。

- (1) 定例会・臨時会に関する事項
- (2) 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会に関する事項
- (3) 請願に関する事項
- (4) 意見書・決議に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(編集委員会の設置)

第5条 議会だよりの編集及び発行に関する必要な事項を協議するため、市議会に議会だより編集委員会（以下「編集委員会」という。）を置く。

(編集委員会の構成)

第6条 編集委員会は、一宮市議会議員で構成する。

- 2 編集委員会の議員（以下「編集委員」という。）は、構成人数が2名以上の会派から各1名を選出するものとする。ただし、構成人数が10名以上の会派は2名を選出するものとする。このほか、構成人数が1名の会派に属する議員の中から代表者1名を選出するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、委員長又は副委員長が選出された場合において、各会派（構成人数が1名の会派に属する議員の中から代表者1名を選出する場合の集団を含む。）から選出される編集委員の人数から委員長及び副委員長を除いた数が0となる場合には、前項の規定により選出した者に追加して1名を選出するものとする。
- 4 前2項の編集委員会の構成に係る基準日は、議会だよりの発行月ごとに設け、当該発行に係る第1回編集委員会の前日とする。
- 5 第2項から前項までの規定にかかわらず、委員長は、その判断により、編集委員会の人数について、若干名の増減ができるものとする。
- 6 基準日以降に編集委員の人数に変更が生じた場合は、委員長の判断により構成に係る措置を講じるこ

とができる。

7 前2項の規定に基づき、委員長の判断により措置を行ったときは、議会運営委員会に報告する。

8 編集委員が編集委員会に出席できないときは、当該編集委員が属する会派の所属議員（編集委員会に出席できない編集委員が、構成人数1名の会派に属する議員の代表者であって、そのほかに構成人数1名の会派があるときは、他の構成人数1名の会派に属する議員）を代理者として出席させるものとする。

（編集委員会の委員長及び副委員長）

第7条 編集委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、編集委員会において互選により選出する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

（編集委員会の招集）

第8条 編集委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

（編集委員会の庶務）

第9条 編集委員会の庶務は、議会局において処理する。

（雑則）

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議会運営委員会に諮って決する。

付 則

この規程は、平成30年3月19日から施行する。

付 則

この規程は、平成30年7月12日から施行する。

付 則

この規程は、令和元年11月26日から施行する。

付 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。